

5文科高第1533号
令和6年1月10日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長

文部科学省高等教育局長
池 田 貴 城

令和6年能登半島地震により被災した学生への配慮等について（通知）

各大学、短期大学及び高等専門学校におかれては、令和6年能登半島地震により被災した学生に対して修学の機会を確保するなどの観点から、下記の事項について十分配慮いただき、適切に対応くださるようお願いいたします。

1. 修学困難な学生に対する経済的支援

授業料等の納付が困難となった学生に対しては、令和6年1月10日付け通知「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）」を参照いただき、納付時期の猶予、分納、免除及び減免等の弾力的な取扱い、各大学等における経済的支援の活用、相談体制の充実等の配慮をお願いします。

また、経済的支援を必要とする学生やその保護者に対し、同通知及び「能登半島地震にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて（通知）」（令和6年1月4日付け日本学生支援機構）も御参照の上、以下の具体的な内容及び利用方法の周知をお願いします。

- (1) 給付型奨学金（家計急変採用）／貸与型奨学金（緊急採用・応急採用）の随時受付
- (2) JASSO災害支援金（学生や生計維持者の住宅が半壊以上等の被害を受けた者等を対象として10万円を支給（返還不要））の申請受付

(参考1) 令和6年1月10日付け通知

経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1290844.htm

(参考2) 令和6年1月4日付け日本学生支援機構通知

別紙のとおり

2. 外国人留学生に対する配慮

外国人留学生については、独立行政法人日本学生支援機構（1.（2）JASSO災害支援金）や各大学等における経済的支援制度の活用、授業料の納付期限の猶予等の弾力的な取扱い、相談体制の充実等について配慮をお願いします。

また、帰国した外国人留学生が、円滑に復学できるよう、授業再開時期の柔軟な設定等、特段の配慮をお願いします。

3. 学生に対する単位の授与、就職活動等への配慮

被災した学生の単位の授与、卒業の認定や学位の授与等に当たっては、その方法について弾力的に対応し、当該学生の進学・就職等に不利益が生じないように、配慮をお願いします。また、現在就職活動中の学生に対しても、ハローワーク等関係機関と連携しつつ、一層の就職支援への配慮をお願いします。

なお、被災による心的ストレスを抱える学生の把握に努め、状況に応じて地域の医療機関等とも連携してきめ細かく対応するなど、メンタルヘルスへの適切な対応をお願いします。

<本件連絡先>文部科学省代表番号：03-5253-4111

【JASSOによる支援について】

高等教育局学生支援課法規係 内線：3050

【授業料減免措置等について】

(国立大学)

高等教育局国立大学法人支援課専門職付 内線：3324

(公立大学)

高等教育局大学教育・入試課公立大学係 内線：3370

(私立大学)

高等教育局私学部私学助成課助成第1係 内線：2545

(高等専門学校)

高等教育局専門教育課高等専門学校第一係 内線：3347

【外国人留学生への配慮について】

高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室政策調査係

内線：3360

【卒業の認定及び単位の授与について】

(国公立大学)

高等教育局大学教育・入試課法規係 内線：2911

(高等専門学校)

高等教育局専門教育課高等専門学校第一係 内線：3347

【就職支援について】

高等教育局学生支援課就職指導係 内線：3354

【メンタルヘルスについて】

高等教育局学生支援課厚生係 内線：2519

大 学 長
短 期 大 学 長
各 高 等 専 門 学 校 長 殿
専 修 学 校 長

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 吉 岡 知 哉

令和 6 年能登半島地震にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する
給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて (通知)

このたび下記のとおり災害救助法適用地域及び適用日が定められました。

ついては、当該の災害により家計が急変し、奨学金を希望する者について、給付奨学金の家計急変採用、及び貸与奨学金の緊急・応急採用の推薦を受け付けますので、学生・生徒に周知していただき、遺漏のないようお取り計らい願います。なお、災害救助法適用地域の追加については、事務連絡メール及び学校担当者用ホームページでお知らせします。

記

1 災害救助法適用地域及び適用日

| 災害救助法適用地域 | 災害救助法適用日 |
|-----------------------------|----------|
| 4 県47市町村 (新潟県、富山県、石川県及び福井県) | 1 月 1 日 |

※ 適用地域の詳細については、本機構ホームページ (1 年以内の災害救助法適用地域) をご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

※ 上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。

2 給付奨学金 家計急変採用

家計急変の事由及び証明書類

| 家計急変の事由 | 証明書類 |
|---|---------|
| D : 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 家計急変の事由 A～C (「給付奨学金案内 (家計急変採用)」参照) のいずれかに該当 ② 被災により、生計維持者の一方 (又は両方) が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生 | ・ 罹災証明書 |

※ 本奨学金は、国・地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校の学生・生徒が対象となります。

※ 推薦の取扱いは、「給付奨学金 (新制度) 2023 年度 奨学事務の手引 (第 3-3 章)」を参照願います。

3 貸与奨学金 緊急採用・応急採用

(1) 貸与始期及び貸与終期

| 奨学金の種類 | 貸与始期 | 貸与終期 |
|---------------|------------------------|----------------|
| 緊急採用 (第一種奨学金) | 2024 年 1 月以降で申込者が希望する月 | 2024 年 3 月 (注) |
| 応急採用 (第二種奨学金) | 2023 年 4 月以降で申込者が希望する月 | 修業年限の終了月まで |

(注) 2024 年度においてなお、第一種奨学金が必要と認められる者から、「緊急採用 (第一種奨学金) 継続願」の提出があった場合には、修業年限の終了月まで貸与を継続します。詳細は学校担当者用ホームページ (令和 5 年度緊急採用 (第一種奨学金) 継続の手続きについて) をご確認ください。

https://www2.jasso.go.jp/daigaku/idou/news/kinkyukeizoku_r5.html

(2) 学校から機構への提出書類

罹災 (被災) 証明書 (被害状況・被害金額を記した学校長の副申書 (様式自由) も可)

※ 推薦の取扱いは、「貸与奨学金 2023 年度 奨学事務の手引 (第 3-3 章)」を参照願います。

4 JASSO 災害支援金

学生・生徒又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また、自治体からの避難勧告等が 1 か月以上続いた方からの「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は機構ホームページでご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

以上